番号	質問内容	頁	回答
1	共同企業体の名称はどのようにつけたらよろし いでしょうか。		必ず最初に工事名「米子市無線放送施設更新工事 (第1期)」を、最後に「特定建設工事共同企業 体」をつけたものとすること。 例えば、「米子市無線放送施設更新工事(第1 期)○○○(株)・●●●(株)・(有)△△△特 定建設工事共同企業体」です。
2	設計図書を購入する際に使用する設計図書等購入申込書に入札番号を記載する必要があるようですが、ホームページや入札説明書に記載がありませんので、入札番号を教えてください。		公募型入札については、入札番号を設定しておりません。入札番号の欄は空欄で結構です。 郵便入札に用いる指定封筒についても、記載欄がありますが、空欄で結構です。
	郵便入札用封筒の裏面「差出人」欄は、共同企 業体名の記入が必要でしょうか。JV代表者単 独での記入でも良いでしょうか。		共同企業体名「米子市無線放送施設更新工事(第 1期)○○○・○○○・○○○特定建設工事共同 企業体」の記入が必要です。
4	入札説明書の差替えがありましたが、どこが変 わりましたでしょうか。		特記仕様書の11ページ「11. 接続装置(淀江支 所)」が「11. 接続装置」になりました。
5	鳥取県内に営業所がありますが、代表者になれ ますか。	入札説明書 2. 入札参加 資格者	支店又は営業所につきましては、平成28年7月15日現在で、契約の締結に関する権限についての年間委任状が、米子市に提出されているものに限ります。委任状の提出がない支店又は営業所を有していても代表者にはなれません。 代表者以外の構成員の条件(1)中「支店若しくは営業所」も同じです。
6	監理技術者ですが、申込みをした支店の技術者 を配置しないといけないでしょうか。	入札説明書 2. 入札参加 資格者	申込みをした支店からという制限はありません。 代表者となる企業の中から、監理技術者資格者証 の交付を受けている技術者を専任で配置してくだ さい。
7	工事実績調書の添付書類は、請負契約書の写し でも良いでしょうか。	5. 入札参加 申込みの期 限等	請負契約書の写しでも良いですが、設計図書等も 添付するなど、工種が電気通信工事と確認できる ようにしてください。

番号	質問内容	頁	回答
8	以下の情報配信メディアとの接続に関し、問い合わせ先を、ご教示お願い致します。 ・鳥取県「あんしんトリピーメール」 ・CATV(テロップ表示)	特記仕様書 P9 4. (2) 項	・鳥取県「あんしんトリピーメール」 セコム山陰株式会社 電話:0857-38-8500 ・CATV(テロップ表示) 株式会社中海テレビ放送事業本部(直通) 電話:0859-29-2854
9	I	特記仕様書 P11 11. 接続装置	完成図書の借用、閲覧は行いません。
10	既設の無線放送施設のメーカーを教えてください。		旧米子市:日本電気 旧淀江町:パナソニック 消防局指令装置:日本電気 問合せ先:日本電気(株)山陰支店 電話: 0852-24-4115 パナソニックシステムネットワークス(株)山陰 支店 電話:0852-26-5596
11	「消防局からの放送、サイレンは、消防局の 指令装置から遠隔制御装置を操作するものとす る。また、消防指令装置との接続条件(イン ターフェイス)等は消防局指令装置からの呼出 機能を満足するものとし、詳細については別途 協議の上、甲の承諾を得ることとする。」とあ りますが、別途工事という事でしょうか。	特記仕様書 10頁 6. 遠隔制御 装置(5)	消防局指令装置との接続は、すべて本工事に含まれます。
12	「(16) 更新完了まで既設設備に対応するデジタル/アナログ変換機能を有するものとする。アナログ局の選択呼出機能は緊急一括、一括、グループ(30程度)、時差が可能とすること。また、アナログ変換機能を有することが困難なときは、更新完了まで既設操作卓を使用可能とするが、緊急時等を含め、運用上の操作が煩雑とならない機能とすること。」の記載につきまして、新旧の操作卓で各々の操作になってよろしいか。	特記仕様書 P9 第4章 同報 系設備機器 仕様第1節 親局設備 2. 操作卓	今後5年間、アナログ設備とデジタル設備が混在するので、全ての呼出種類について、新操作卓からアナログ設備とデジタル設備へ一回の操作で同時放送できることを原則とする。但し、構成上対応出来ない場合は別途代替案を提案する事を可能とする。

番号	質問内容	頁	回答
13	ループ (30程度) 、時差が可能とすること。また、アナログ変換機能を有することが困難なときは、更新完了まで既設操作卓を使用可能とするが、緊急時等を含め、運用上の操作が煩雑とならない機能とすること。」の記載につきまし	特記仕様書 P9 第4章 同報 系設備機器 仕様第1節 親局設備 2. 操作卓	アナログ設備とデジタル設備の放送に時間差が生 じないことを原則とする。但し、構成上対応出来 ない場合は別途代替案を提案する事を可能とす る。
14	拡声子局を配置し、拡声放送の状況、拡声子局の監視状態等を表示可能であること。」の記載につきまして、地図表示盤に表示する放送項目、子局確認は新旧の各操作卓で別々となって	特記仕様書 P9 第4章 同報 系設備機器 仕様第1節 親局設備 3. 地図表示 盤	新操作卓の表示盤において一元的に表示できること。なお、米子地区のアナログ子局は複数のタイプが存在しており、タイプ毎にセレコールフォーマットやタイミングチャートが異なるので注意し対応すること。
	「(2) 米子市地図上に親局設備、再送信子局、 拡声子局を配置し、拡声放送の状況、拡声子局 の監視状態等を表示可能であること。」の記載 につきまして、淀江地区既設子局に対しては表 示不可でもよろしいでしょうか。	特記仕様書 P9 第4章 同報 系設備機器 仕様第1節 親局設備 3. 地図表示 盤	可とします。
16	て拡声放送の予約を行うことが可能であること。」の記載につきまして、更新期間中は新旧の各操作卓で別々の運用とし、地区内の子局に	特記仕様書 P10 第4章 同報 系設備機器 仕様第1節 親局設備 5. 地区遠隔 制御装置	新操作卓へ電話回線を通じて放送予約することで、アナログ設備とデジタル設備に同時放送できることを原則とする。但し、構成上対応出来ない場合は別途代替案を提案する事を可能とする。

番号	質問内容	頁	回答
17	「(5)消防局からの放送、サイレンは、消防局の指令装置から遠隔制御装置を操作するものとする。また、消防局指令装置との接続条件(インターフェイス)等は消防局指令装置からの呼出機能を満足するものとし、詳細については別途協議の上、甲の承諾を得ることとする。」の記載につきまして、操作は既設の操作画面上に新規設備分を追加するものであるという解釈でよろしいでしょうか。また、その追加や削除などの既設画面並びに放送地区修正作業は、運用停止を最小限とするため工程毎(地域単位)での変更が必要でしょうか。	特記仕様書 P10 第4章同報系 設備機器仕 様第1節親局 設備6. 遠隔 制御装置	お見込のとおりです。
18	「(5) 消防局からの放送、サイレンは、消防局の指令装置から遠隔制御装置を操作するものとする。」の記載につきまして、動作保証するための確認試験(選択呼出し機能の確認)は、今回整備予定の全局分を実施すればよろしいでしょうか。	特記仕様書 P10 第4章同報系 設備機器仕 様第1節親局 設備6. 遠隔 制御装置	今回整備分だけではなく、全ての呼出種類につい て試験すること。
19	し、停電が発生した場合であっても接続されて いる機器に対して2時間以上の停電補償が可能で ある。」の記載につきまして、既設装置は経年	特記仕様書 P11 第4章 同報 系 代 様 第1 第 日 機 第 1 第 1 第 8 3 8 3 8 3 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	当初性能は保証されていません。
20	内訳書に記載の耐雷トランス (0.5KVA、屋外 仕様、ARB付) の費用を積算するにあたり、 下記仕様の同等品にて御了承お願い申し上げま す。 相数:単相 定格容量:0.5KVA 一次電圧:100V 二次電圧:100V 絶縁耐力:3KV (1分間) 雷インパルス耐力:10KV (1.2/50 µS)	内訳書P12、 P16、P20、 P25 耐雷トラン ス	可とします。

番号	質問内容	頁	回答
21	設操作卓と新設する放送卓を併用するためのスペースを確保することが困難と思われますが、 他の場所に設置(仮設)スペースの準備が可能	設計図8葉の 内2 親局(市役 所)放送室 機器配置図	機器は全て現在の放送室内に設置することを原則とする。但し、構成上対応出来ない場合は別途代替案を提案する事を可能とする。
22	不良及び故障で発生した際の対応」、とありま	特記仕様書 P4 第1章 総則 13. 保証	アナログ設備及び指令装置を含む障害調査と障害 切り分けの対応を行うこと。但し、アナログ設備 の修理は対象外とします。
23	ることで温度上昇を和らげ、より長期に渡る安	特記仕様書 P6 第2章 共通 指定事項 1. 構造及び 性能の基本 条件(3)	可とします。
24	台方式」とありますが、架型を2台納める必要 がありますでしょうか。若しくは、架内部に実	特記仕様書 P8 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 1.無線送受 信装置(1)	架を2台納める必要はない。構造は架型とし、実 装された無線部及び電源部が現用予備方式である こと。
25	「拡声子局の選択呼出しが可能」とあります が、淀江支所管内のアナログ子局は対象外と解 釈して宜しいでしょうか。	特記仕様書 P8 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 2. 操作卓(2)	お見込のとおりです。但し、更新期間中、淀江地 区に対して一括放送が行えること。

番号	質問内容	頁	回答
26	「群、戸別、時差、最大音量の呼出しが可能」 とありますが、対象はデジタル子局のみと理解 して宜しいでしょうか。	特記仕様書 P8 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 2. 操作卓(3)	対象はアナログ子局を含む。今後5年間、アナログ設備とデジタル設備が混在するので、全ての呼出種類について1回の操作で両設備に呼出しできること。但し、淀江地区のアナログ設備向けの群呼出し等は既設操作卓で代用可とする。
27	「選択呼出の数は〜個別呼出し1000、群・グループ呼出100」とありますが、対象はデジタル子局のみと理解してよろしいでしょうか。	特記仕様書 P8 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 2.操作卓(4)	対象はアナログ子局を含みます。
28	「操作卓画面上の拡声子局の状態表示が可能」とありますが、既設アナログ子局も対象となりますが、	特記仕様書 P8 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 2. 操作卓(6)	お見込のとおりです。デジタル子局及びアナログ 子局の状態監視操作と状態監視結果表示が、新操 作卓のタッチパネルにて一元的に行えること。但 し、淀江地区のアナログ子局は対象外とする。
29	家となりまりでしょうか。	系設備機器 仕様	お見込のとおりです。デジタル子局及びアナログ 両子局の監視が指定時刻に行え、一元的に表示で きること。なお、淀江地区のアナログ子局は対象 外とします。

番号	質問内容	頁	回答
30	「グループ(30程度)、時差が可能」とありますが、既設と同様のグループ放送と時差放送が行えることでよろしいでしょうか。	特記仕様書 P9 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 2. 操作卓 (16)	年度毎に、グループや時差対象局の見直しが必要 になるので対応できること。また必要に応じ既設 アナログ子局の設定を変更すること。
	「更新完了まで既設操作卓を使用可能」とあり	特記仕様書 P9 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 2.操作卓 (16)	現在の放送室に新旧設備が収容可能な場合は、既 設の使用を認める。但し、本項記載の通り、新操 作卓はデジタルのみならず、米子市のアナログ全 機能に対応する必要がある。よって全ての操作は 新操作卓で行えることを原則とする。但し、構成 上対応出来ない場合は別途代替案を提案する事を 可能とする。
32	旧屋外拡声子局が表示されるとの解釈でよろしいでしょうか。	特記仕様書 P9 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 3.地図表示 盤(2)	お見込のとおりです。新操作卓の表示盤において、アナログ子局とデジタル子局が一元的に表示できること。
33	するメディアを選択して配信など、自由度の高い情報配信」とありますが、防災無線の拡声放	特記仕様書 P9 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 4.音声合成 装置(3)	防災無線を含むすべてのメディアが対象。画面上で対象を任意に選択し、1度の操作で同時に配信できること。

番号	質問内容	頁	回答
34	地区遠隔放送は、デジタルと既設アナログの両 設備へ放送予約を行うものかお伺いします。	特記仕様書 P10 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 5. 地区遠隔 制御装置(1)	お見込のとおりです。なお、淀江地区は対象外と します。
35	遠隔制御装置は、デジタルと既設アナログの両 設備へ同時に放送が可能なものかお伺いしま す。	特記仕様書 P10 第4章 同報 系設備機 任様 第1節 親局 設備 6.遠隔制御 装置(1)	お見込のとおりです。
36	「消防局からの放送、サイレンは、消防局の指令装置から遠隔制御装置を操作する」とありますが、指令装置と接続を行うにはインターフェース仕様が必要です。仕様提示及び既設業者の紹介をお願いいたします。	系設備機器 仕様	指令装置との接続仕様は、緊急一括、一括、グループ30程度とします。またインターフェースはLAN接続又はそれに準ずるものとします。 業者:日本電気株式会社 山陰支店 電話: 0852-24-4115
37		特記仕様書 P10 第4章 同報 系設備 供 第1節 競備 6. 遠隔制御 装置(5)	本事業に含みます。

番号	質問内容	頁	回答
38	指令装置との接続については、入札までに既設 業者と仕様整合が図れないことも想定されま す。ついては本項を仕様から削除頂けませんで しょうか。	特記仕様書 P10 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 6.遠隔制御 装置(5)	本事業は防衛補助の採択を受けており、仕様変更は不可とします。
39	消防局からの放送種別は、市内一斉と緊急一斉 でよろしいでしょうか。	仕様	原則6 (2) 記載の仕様通りとします。なお、年 度毎の事業において放送種別やグループ、対象子 局の設定変更を行うこと。
40	自動電話応答装置による電話応答サービスの対 象範囲をご教示願います。		デジタル設備及びアナログ設備への放送全てが対象。また放送録音は新操作卓にて任意に設定できること。
41	既設淀江支所の操作卓は併用運用となることから、新操作卓から淀江地区のアナログ戸別受信機向けの放送種別は一斉と緊急一斉でよろしいでしょうか。	特記仕様書 P11 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 11. 接続装置 (1)~(4)	お見込のとおりです。

番号	質問内容	頁	回答
42	本事業は、既設機器の設計仕様並びに詳細機能を熟知する必要があり、また消防指令装置との接続作業(改修を伴う)が発生する等、非常に期間を要する工事内容となっています。ついては工期延長をお認め頂けませんでしょうか。	全般	本事業は防衛補助の採択を受けており、工期は厳守すること。
43	「(16) 更新完了まで既設設備に対応するデジタル/アナログ変換機能を有するものとする。アナログ局の選択呼出機能は緊急一括、一括、グループ(30 程度)、時差が可能とすること。また、アナログ変換機能を有することが困難なときは、更新完了まで既設操作卓を使用可能とするが、緊急時等を含め、運用上の操作が煩雑とならない機能とすること。」とありますが、デジタル/アナログ変換機能につきまして、アナログの選択呼出機能については、既設のインターフェース条件や、信号情報等の詳細は米子市様より開示いただけるでしょうか?	特記仕様書 P8 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 2. 操作	米子市による開示は行いません。必要に応じ既設 業者へ問い合わせること。
44	「(5)消防局からの放送、サイレンは、消防局の指令装置から遠隔制御装置を操作するものとする。 また、消防局指令装置との接続条件(インターフェース)等は消防局指令装置からの呼出機能を満足するものとし、詳細については別途協議の上、甲の承諾を得ることとする。」との通り、消防局指令装置からの呼出機能についてのインターフェース条件の開示をお願いします。	特記仕様書P 10 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 設備 6. 遠隔 制御装置	番号36と同じ
45	連続運転時間の記載がございませんが、屋外拡 声子局設備と同様に48時間でよろしいでしょ うか。	特記仕様書P 11 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局 記動用機 電機	お見込みのとおりです。

番号	質問内容	頁	回答
	25式ですが、外部接続箱は連絡通話機能有が 34台で宜しいでしょうか。それとも連絡通話	数量表P16 積算内訳03 1. 機器費 5) 外部接続 箱 連絡 通話機能有 34台	お見込みのとおりです。
47	屋外拡声装置5式の内、アンサーバック無は5式ですが、外部接続箱は連絡通話機能有が5台で宜しいでしょうか。それとも連絡通話機能無が5台でしょうか。	数量表P20 積算内訳04 1. 機器費 3) 外部接続 箱 連絡 通話機能有5 台	お見込みのとおりです。
48	屋外拡声装置1式の内、アンサーバック無は1 式ですが、外部接続箱は連絡通話機能有が1台 で宜しいでしょうか。それとも連絡通話機能無 が1台でしょうか。	数量表P25 積算内訳05 1. 機器費 2) 外部接続 箱 連絡 通話機能有1 台	お見込みのとおりです。
49	音声合成装置と別装置の追加により、一度の操作で同時に緊急一括、一括による拡声放送と情報配信メディアに対する情報配信が可能となります。別装置追加での対応をご了承いただけますでしょうか。	特記仕様書 P9 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局設備 4.音 装置	装置は放送室内に収容できれば可とします。また 操作は操作卓画面及び事務所端末にて行えるこ と。
50	隔制御装置の改造が必要となります。指令局指 令装置の接続条件を開示いただくか、開示頂け ない場合は積算が困難となりますので、別途協	特記仕様書P 10 第4章 同報 系設備機器 仕様 第1節 親局設備 6.遠隔制御 装置(5)	番号36、番号43と同様。 接続に必要な内容はすべて工事費に含みます。設 計変更の対象としません。

番号	質問内容	頁	回答
51	ありますが、貴市における無線回線構成で本装	特記仕様書 P12 第4章 同報 系設備機器 仕様 第2節 屋外 拡声子局設 備 1. 屋外拡声 子局装置 (11)	契約者に開示します。
52	再送信子局装置の仕様で無線出力10W以下とありますが、貴市における無線回線構成で本装置に必要な送信出力についてご教示ください。	特記仕様書 P12 第4章 同報 系設備機器 仕様 第2節 屋外 拡声子局設 備 2. 再送信子 局装置(5)	契約者に開示します。
53	が常用税用無縁表直の行ら出しは行足メーター の独自仕様であり、公平な入札の妨げとなりま すので、本仕様を削除いただくことは可能で しょうか	特記仕様書 P13 第4章 同報 系設備機器 仕様 第4節 非常 用親局設用親 1.非常装 局無線装置	仕様書のとおりです。
54	地区遠隔専用子機の仕様で初年度は電話機での 運用とありますが、次年度以降も電話機を地区 遠隔放送に接続運用することは可能でしょう か。	特記仕様書 P13 第4章 同報 系設備機器 仕様 第5節 非常 用親局遠隔 1. 地区遠隔 専用子機(2)	仕様書のとおりです。